

## 第4号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算（第14号）

### 目 次

（予算科目）

【6款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費】

（事業名）

（予算説明書）

農業委員・推進委員活動費 . . . . . P 2～3 P 28～29

農 業 委 員 会  
令 和 5 年 2 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
28 ～ 29	6 農林 水産業費	1 農業費	1 農業 委員会費	1-1	農業委員・推進委員活動費	千円 3, 103

## 1 概 要

農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）の報酬は、月額報酬と年額報酬により構成されており、このうち、年額報酬については、国から県を通じて交付される「長崎県農地利用最適化交付金」を財源としている。

当該交付金は、「農地利用最適化交付金事業実施要綱」に基づき、農地等の利用の最適化の推進に係る活動や成果に応じて算定されるが、令和4年4月1日から、国が全国の委員及び農業委員会の活動・成果実績に基づく評価点を集計し、全国の評価点の平均を基準に、各農業委員会への交付金の配分額を決定する方式に見直された。

令和4年度の当該交付金は、令和4年度上半期（4月から9月）の活動及び成果実績に基づく評価点が対象となるが、この評価点を国が集計した結果、当初の予定を上回る内示があったことに伴い、委員の報酬を増額補正するもの。

## 2 内 容

### (1) 委員報酬（非常勤の職員の報酬等に関する条例）

#### ① 月額報酬【一般財源】 21,741千円

ア 会長（1名）	月額 62,100円
イ 農業委員（18名）	月額 47,200円
ウ 農地利用最適化推進委員（24名）	月額 37,500円

#### ② 年額報酬【長崎県農地利用最適化交付金】 7,257千円

当初予算：4,154千円

補正予算：3,103千円 【今回補正額】

※ 農地等の利用の最適化の推進に係る活動及び成果実績報酬

## 3 財源内訳

（単位：千円）

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金※	地方債	その他	一般財源
当初予算	25,895	—	4,154	—	—	21,741
今回補正分	3,103	—	3,103	—	—	—
補正後	28,998	—	7,257	—	—	21,741

※ 県支出金：長崎県農地利用最適化交付金 【補助率：定額】

4 農地利用最適化交付金制度の概要 【主な変更内容】

令和3年度まで	令和4年度
<p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委員の活動</li> <li>② 農業委員会の成果</li> </ul> <p>(2) 算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委員の活動           <p><u>委員の活動日数の多寡に関わらず、毎月の活動内容に応じた基準単価（5,000円～7,000円／月）を積み上げて、額を算定</u></p> </li> <li>※ 委員の成果           <p><u>設定なし（令和4年度に、新たに設定）</u></p> </li> <li>② 農業委員会の成果           <p><u>担い手への農地の集積、遊休農地の解消に係る単年度目標に対する達成度に応じた評価点に基準単価を乗じて、額を算定</u></p> </li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①、②の算定額を各農業委員会で積み上げた結果が交付金の額となる</li> </ul>	<p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委員の活動・成果</li> <li>② 農業委員会の成果</li> </ul> <p>(2) 算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委員の活動・成果           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 委員の活動               <p><u>毎月の活動日数目標に対する達成度に応じ評価点が決定</u></p> </li> <li>イ 委員の成果               <p><u>担い手への農地の集積、遊休農地の解消等に係る、単年度目標に対する達成度に応じ評価点が決定</u></p> </li> </ul> </li> <li>② 農業委員会の成果           <p><u>担い手への農地の集積、遊休農地の解消等に係る、単年度目標に対する達成度に応じ評価点が決定</u></p> </li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>農業委員会ごとの、①、②の評価点（令和4年4月から9月までの実績が対象）を、<u>国が集計し、全国の委員及び農業委員会の評価点の平均を基準に、以下の計算式により各農業委員会への交付金の配分額を決定する</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該委員の評価点÷全委員の評価点の平均×（国の予算額×配分割合÷全委員の人数）</li> <li>② 当該農業委員会の評価点÷全農業委員会の評価点の平均×（国の予算額×配分割合÷全農業委員会の数）</li> </ul>